

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年2月22日（水）17:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長他

<質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから2月22日の原子力規制委員会定例会見を始めます。皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。新潟日報のエンドウさん。

○記者 新潟日報エンドウです。よろしくお願ひします。

柏崎刈羽原発の関係で伺います。東京電力が今日、柏崎刈羽原発の7号機の原子炉を24日に開けて模擬燃料を入れる作業をするというふうな発表をしました。規制委はテロ対策の不備で核燃料の移動を禁止しているという立場だと思うのですが、この作業の妥当性について委員長の所見をお願いします。

○山中委員長 柏崎7号機の上蓋を開けて、そういう模擬燃料を入れるという件については報告を受けております。

これは核燃料物質そのものの移動を禁じた命令に対しての違反というふうには考えておりません。基本的にその作業も検査官立会いの下行いますので、実際に核燃料が移動されていないことを確認して、その作業は監視する予定にしておりますので、特段の問題は感じておりません。

○記者 ありがとうございます。特段の問題はないということですが、核燃料移動を禁止されている立場で、燃料の移動に向けた作業というのでしょうか、それを行うということはどうなのかという点もあると思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

○山中委員長 基本的にその作業の目的自身は、原子炉の安全に関わる様々な作業の一環として事業者が行うものであるというふうに理解しておりますので、何か原子炉の核燃料の直接の何かに違反するようなものであるというふうには私は理解はしておりませんので、問題は感じていません。

○記者 ありがとうございました。

○司会 ほかに御質問、いかがでしょうか。エンドウさん。

○記者 共同通信のエンドウです。

今日の議題、山中委員長はいらっしゃらなかったのですが、議題3についてお伺いします。今日、原燃の部屋の一つで、保障措置の対象の施設で全消灯していてIAEAの監視カメラで監視できなかったという事象がありました。まずこのことについての受け止

めをお願いします。

- 山中委員長 議題の中身については参加はしておりませんが説明を受けております。日本原燃の核燃料物質の移動が行われたかどうかということについて照明が消えたせいで確認が取れない状況に至ったという、そういう事案だったと思うのですが、これは極めて重大な事案であると私は受け止めております。

そのほかの委員がどういうコメントをされたかというのは私は詳細はまだ理解、見てはいないのですが、私自身は日本国内の核燃料物質の平和目的以外の利用がないということを保証するIAEA（国際原子力機関）の活動がきちんとできなくなったという、そういう事案であるというふうに理解しております、これは非常に憂慮する事項であるというふうに思っております。

- 記者 その上で今日、日本原燃さんのほうからも発表がありまして、これ最初に3つ予備用の照明に使っていた電球があって、これの電球切れというのが2017年に発覚していたのだけど、もう既に生産停止していて入手がなかなか困難なため、予備品が13個ぐらいあったのですが、それを使わずに電気切れは認識しながら放置していたという内容でした。これって年がたてばたつほど、例えば実用炉とかでもこういう事象というのは発生し得ると思うのですが、こういう高経年化と絡めて考えたときに、こういう事象というのは、起き得ると思うのですが、その点いかがでしょう。

- 山中委員長 高経年化とは直接関係ない事象であって、事業者の怠慢だとしか私は言いようがないというふうに思っています。この点については部署間の情報共有がきちんとされていないという、そういう問題も含めて非常に重大であり根本原因と対策については早急に報告を求めたいというふうに思っています。

- 記者 ありがとうございます。

また関連してなのですが、核物質管理センターのほうも、これは問題だと認識しないままIAEAの指摘まで放置していたということのようなのですが、これについてはいかがですか。

- 山中委員長 やはり日本原燃は当事者ですが、いわゆるきちんと管理をしていただくのが核管センターですし、これ、我々原子力規制庁も直接関わっている案件ですので、我々の責任もあるかというふうに思います。核管センターの責任も重大だというふうに思っております。

- 記者 ありがとうございます。

- 司会 ほかに御質問いかがでしょうか。マサノさん。

- 記者 今日の議題のALPS（多核種除去設備）処理水の件なのですが、汚染水を放出するよりも先に、規制委員会としてはこれまで何度も東電に対して、汚染水が増えないように凍土壁に代わる恒久的な設備を作るようにということをご指導していると思うのですが、それについてはどのようにされるのでしょうか。

- 山中委員長 汚染水が減るような様々な取組をなささいというのは、当然監視指導をしているところですけども、ALPS処理水については、これはもう当初から、10年前からというか、たまっている状態というのは好ましくない、放出すべきであるというのはもう常々、前委員長もそうですし、初代委員長も言われていたことで、原子力規制委員会の継続的な見解だと思います。放出そのものについては前からそのようにすべきであるという、そういう見解を持っていたと思います。
- 記者 放出を減らせということと並行して、凍土壁自体が当初言っていた寿命をもう超えてしまっていて、それに代わる恒久的な、地下水が流入してこない設備を作るようにという指導を何度もしているのです。それについて伺ったのですがどうでしょうか。
- 山中委員長 少なくとも今検討会の中で地下水の流入を防ぐ、今、何か対策が提案されたというのは聞いていません。
- 記者 引き続き同じ件なのですけども、今日の議論を聞いていますと、放出する前に確認をする核種の選定で、64から30に下げることがもう決定してしまったと思うのですけれども。その中でちょっと驚いたのは、20日の議論でもそうだったのですけれども、その64から30核種に下げたことで影響評価が一桁下がったということなのですね。核種を半分以上減らすことによって、予測評価が下がったということは、逆に言えば、測定しないことになってしまった核種の寄与が実は多かったということになるんじゃないのでしょうか。
- 山中委員長 これは存在もしないような核種について検出限界で評価をしているということについての、IAEAからのレビューのコメントもあって、それに従って東京電力あるいは我々も、まず我々は手順を見てその妥当性を評価するという、そういう審査を行ったわけです。
- その結果として30核種に減った、実際に存在する核種、インベントリとして存在する核種として、トリチウムも含めて30核種になって、検出限界でももちろん評価はしているのだと思いますけれども、検出限界で評価をしないといけないものについては、検出限界で評価をすると評価値としてそういう値になったと。おっしゃるとおり、核種が減ったことによって量が一見減ったように見えるという、そういうことです。だから存在もしないようなものの評価を除いたという、それがまずIAEAのレビューに従ってそういう手続をしたという、そういうことをございます。
- 記者 そうすると存在もしないであろう、あるいはとても低い値しかないであろうというものを差し引いたわけですね。でもその結果が一桁下がったということは、カウントしなかったものが実は寄与率があったということにしか読めないもので、ちょっと理解が、分からないのでまたにしますけど。これは今回こういったことが世界で初めてだと思うのです、事故で海洋放出してしまうというのは、事故に遭った汚染水が。人々も不安ですし、その中で初めて放出するということにあって、64と言っていたものを30に下げるといことは、人々の不安と不信をかき立てると思うのですね。それについてはど

のようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○山中委員長 これは本当に国際機関のレビューを経た結果として、我々としても科学技術的にこれは妥当なものであると、インベントリの中に含まれないような核種を含めるというのは科学的・技術的には妥当なものではないと考えてIAEAの指導に従ったというところがございます。

○記者 すみません、次の質問をさせていただきます。

今日の議題で資料を読んで、規制委員会職員の人材育成の基本方針というのがありましたけれども、この間のことを見ていますと、経産省との事前相談の記録を残していなかったということを鑑ますと、学習の内容に、公文書管理法とか情報公開法とか、その基本的な学習をするということも項目に入れた方がよろしいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○山中委員長 公文書管理法というのは多分公務員として当然知っておくべきルールだとは思いますが、あえて原子力規制庁の人材育成の項目の中に入れていなかったのだと思います。公務員一般として当然知るべきことだろうと思うのです。

○記者 次々すみません。

日本原子力発電所が東海第二発電所の運転上の制限の逸脱について、昨日の10時36分朝報告確認して、11時台に規制庁が報告を受けていると思いますが、そのことを発表したのが夕方過ぎだったと思います。なぜこの数時間の時間のタイムラグができたのでしょうか。

○山中委員長 これ報告対象事案だとは私は理解していなかったのですが、法令報告対象事案ではないですね。

○司会 司会の広報室中桐ですけれども、法令報告対象ではなく、LC0（運転上の制限）の逸脱ということで御報告を受けたということでございます。

○記者 次の質問をさせていただきます。いっぱいすみません、最後です。

今日の高経年化した安全規制に関する検討チームで、締切りがもう決まっているということで議論が始まりましたが、これはまだ法律案提出はされていませんし、閣議決定されていませので、全く議論がまとまりそうもない様子でした、今日の話では。でするので、締切り6か月と切るべきではないと思いますが、どうでしょうか。

○山中委員長 今日恐らく議論された内容というのは、おおよそ事前に聞いております。実際にその議論の様子というのはまだビデオで見ていませので詳細は分かりませませんが、議論の中身としては、恐らく長期施設管理計画の具体的な中身と、それからもう少し大枠として考えなければならない、例えばバックフィット制度の話であるとか、レビューの話であるとか、そういったものと、かなり狭義の高経年化に関するような安全規制の話と、比較的広い意味での安全規制の話が両方今日多分議論をされて、これからどういうふうに議論をしていきたいと思いますというのを多分議論をされたというふうには理解しているのですが。

その議論の詳細というのはちょっと確認はまだ取れておりませんが、少なくとも長期施設管理計画について、50年目までの原子炉についての基本的な安全規制の考え方というのは、もうこれまでどおりでいいですよ。というのは委員会で既に了承いただいていると思うので、これからは60年以降を実際にどうしていくんだというようなところをきちんと議論をしていっていただく必要があろうかなというふうに思いますし、それから以前から話題になっている設計の古さみたいなものをどこで取り扱うのかという、それもかなり重要なポイントかなというふうに思いますし、またそのレビューについてのお話というのが、PSR（定期安全レビュー）であるとかFSAR（最終安全解析報告書）であるとかそういったお話も多分今日出たかと思うので、その辺整理しながら議論を進めていく必要があろうかなというふうに思っています。

まず一番大事なのはやはり高経年化って一体何なんだというのと、その審査基準の話と、いわゆる評価の方法の話。あるいは現状どういう状態になっているのかという評価データの話。これ、先週もお話をさせていただきましたけど、まず委員と検討チームの全員で共有するというのがまず出発点かなというふうに思います。

○記者 すみません、もう一個だけ。

今おっしゃった設計の古さについてなのですからけれども、今日の議論を受けて、金城課長のほうに先ほど確認させていただいたのですけれども、今その法案として出ている劣化の管理等ということで、第43条の3の32、第1項から第9項までありますけれども、この中では設計の古さということはカバーできない、読み込めないというはっきりしたお答えをいただいたのですけれども、どうされるのですか。

○山中委員長 これはこれまでお話をさせていただいていると思うのですが、私は個人的にはこれから議論を進めていただかないといけませんけど、バックフィット制度の中できちんと読み込めるというふうには思っています。

○記者 すみません、本当にもう一個だけ。

バックフィット制度はあくまで新規制基準をつくりました、それに対してそこに適合してくださいということであって、基準を変えない限りは今のままではそれは使えないです、ということなのですからけれども。

○山中委員長 バックフィット制度がある以上、新しい知見が出てくれば、当然改正をしていくということだし、事業者に対して要求する。これはだから設計の古さが何かどこか基準を変えなければならない、あるいは規則を変えなければならないのだったらそこをきちんと変えにいくという、それがバックフィット制度の考え方だと思うので、その中に私は入れれば、本当に設計の古さというのはどういう項目というか今までどういう経験があって、どういう項目を考えないといけないかということを少し考えてみると、そういう制度の中でそれは対応できるよねと、物理的な性質以外に何か考えないといけない設計の古さはそういうところで見られるよねというのは、これまで考え方としてお話をさせていただきましたけど、この検討チームの中で本当にそれでいいのか、何か別の方

法があるのか、そこは議論していただければいいと思います。

○記者 ごめんなさい。そうすると、今回のチームは、高経年化した安全規制に関する検討を考えると、今おっしゃったバックフィットについてどこの部分をバックフィットでやっていくかということも併せてこのチームの中でやっていくのか、別途という話なのかそこだけお願いします。

○山中委員長 先ほどもお話しいたしましたけれども、狭義の高経年化技術評価ともっと広い意味での高経年化の評価というのは当然その検討チームでどういう仕切りをこれから議論の中でされていくのかということも含めて議論はしてもらっていいと思います。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。ヨシダさん。

○記者 毎日新聞のヨシダです。よろしくお願いします。

この前17日に岸田首相が安全規制の具体化や的確な安全規制に向けた官民の体制整備を進めるよう環境大臣に指示をして、規制庁長官にも伝達されたということですが、その中でも国会審議などを通してしっかりと説明できる準備を進めた上で法案の閣議決定を行うべきだということもおっしゃっていたということですが、その辺の委員長としての受け止めをお願いします。

○山中委員長 2月15日の会見で、これからどういう高経年化に関する安全規制を検討していくのかということについて、検討チームを設置したという中身を御説明させていただいたかと思うのですが、基本的に60年以降も含めて安全規制の在り方についてきちんと検討チームでは議論をしていただいて、体制も含めて検討をしていただくということを皆さんにお話をしたかと思えますし、その技術的な中身について、例えば劣化モードですとか、あるいは劣化評価ですとか、あるいは審査基準のありようについてはきちんと技術的な議論を検討チームの中で検討していただいて、これはやはり議論は公開の場で行って、国民の皆さんにも分かりやすく説明をできるようなそういう議論にしてほしいということをお願いをしたということをお報告をさせていただいたと思うのです。

総理から環境大臣への指示というのは、中身については長官がその指示の内容を聞いて、私に報告をしていただきましたけれども、受け止めとしてはこの前15日の会見で皆さんにお話ししたことで、十分環境大臣への総理の指示の中身等、そんなに食い違いはないよねというふうに理解をしました。

特にそれが直接私に指示されたとは思っていませんし、何かそういう問題が起きているというふうには理解はしています。

○記者 チームでのその検討をすれば、首相の思っていることとも合致しているということによろしいですか。

○山中委員長 基本的に何か支障が、環境大臣に指示されたことを我々は受けようという

ふうなことは一切考えていませんので、我々は我々がしなければならないと思っている高経年化した原子炉に対する安全規制の考え方をきちんとまとめていくという、安全規制をきちんと遂行できるような検討を進めていくという、それに尽きると思います。

○記者 あとそれに関連してなのですけれども、今日開かれたチームでは、国民への分かりやすい説明というのも委員長の指示で項目に入っていたということなのですけれども、今日の委員会でその辺どういったことになったのか、最終的にどういった結論になったのかよく見えなかったのですけれども、国民への分かりやすい説明というのを、1か月までにまとめるということだったので、委員長が想定されている国民への分かりやすい説明というのはどういったもので、どういった形で1か月に示されるものなのかというのを説明をお願いします。

○山中委員長 まず、高経年化した原子炉の劣化って、どんなものという話。何が起こるのということ、劣化のモードですよ。皆さんよく話題にのぼる中性子脆化ですとか、電線類の絶縁低下ですとか、コンクリートの強度低下ですとか、どういうものが重要であるかということ、それが一体何なのかということを知りやすくまず御説明をすること。

それから今まで行ってきた評価の経験に基づいて、それぞれの劣化モードについてどんなことが分かっているのかということについてお示しするというのもう一つ。

もう一点はやはりこれから50年、60年、70年というふうな炉に対する安全規制を行っていくわけですけれども、その基準というものがどういうものになっていくのかということについて、やはり分かりやすく説明をして資料としてまとめていただくという、そういう3点が必要になってくるかなというふうに思っています。

○記者 特に3点目についてなのですけれども、それはどちらかというところとあれですか、これからつくる安全規制の規制委としての考え方というか、総意なことという理解でよろしいですか。

○山中委員長 規制委員会として60年以降も基本的な高経年化した原子炉の安全規制というのは、基本的にどういう考え方で行うのかということについてきちんと分かりやすくまとめた資料を作っていただくという、当然それが基本的な考え方になりますので、その資料そのものが多分基本的な考え方をお示しすることになるかなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問いかがでしょうか。キリュウさん。

○記者 河北新報社のキリュウです。

議題2の処理水の関係でスケジュール感だけお伺いしたいのですが、明日から1か月パブリックコメントをやるということで、大体もう年度を越すと思うのですけれども、その正式認可はいつくらいになりそうかというのはありますでしょうか。

- 山中委員長 最後のいわゆる審査書の決定ということですよ。恐らく4月、5月辺りになるのではないかな。いわゆるパブコメの回答をつくってそこをきちんと見ないといいけませんので、その時期というぐらいの時期だと私は考えているのですけど。
- 記者 その上で、今後使用前検査だったり、そもそも今工事中だと思うのですけど、もともと春から夏頃という言い方をされていて、恐らくもう春は何月までかというのはあると思うのですけど、もう無理だと思うのですけど、その辺りいかがでしょうか。
- 山中委員長 実際私12月に現場を視察させていただきましたけれども、12月の段階でそんなに遅れているという報告は東京電力の現場からは受けませんでしたので、今のところ夏頃なのではないかなと推測はいたしますけれども、検査官から何か使用前検査の状況というのはまだ報告を受けておりませんので、その報告もまた受けて皆さんにお話しできればというふうに思っています。
- 司会 ほかに御質問いかがでしょうか。ヤマダさん。
- 記者 新潟日報社のヤマダです。先ほどの柏崎刈羽に対する質問とちょっと同じなのですが、詳しくお聞きしたいと思います。
- 今回東電さんが行った健全性確認の設備の確認作業ですけれども、これは委員長としては、この確認作業というのは、原子炉を今のように安全に止めておく上でも確認が必要な作業だというふうにお考えでしょうか。
- それとも稼働するならば、ここも当然安全の確認をしなければならない作業というふうな位置づけで、どちらなのでしょう。
- 後者なのだとすれば、追加検査がまだ済んでいないのに再稼働を前提とするかのような確認を、規制庁さんの検査官も立会いの下で行っているというふうに見えますし、となると少なくとも地元の追加検査への信頼感にも影響するんじゃないかなと思うのですが、その点もちょっと踏まえた上でもう一度お答えをお願いします。
- 山中委員長 追加検査に何か影響が出るような行為だとは思っておりませんし、追加検査の結果次第では、当然追加検査が続くということになって、核燃料物質の移動は止まったままになりますので。その上で、事業者自身の判断で、安全上何かしなければならぬ作業であれば、特にその行為について私は問題があると思いませんし、当然その検査官が、何か異常があるような行為がないかどうかを見定めるという意味で横についているということになろうかと思しますので、その行為そのもの自身は何か問題があるというふうには理解していません。当然その追加検査の判断というのは、全然そのこととは別の話なので。一切それとは関わりのない話だと、私は解釈しています。
- 記者 一番最初にちょっと伺った、この確認作業は安全に止めておくだけのためにも、確認が必要な作業だと思いますか。それとも、稼働するならば当然安全を確認しなければならない部分の作業だと思われませんか。
- 山中委員長 事のものすごい詳細を私きちんと報告受けているわけではございませんの

で、そのどちらに関わる事業者の点検作業なのかということについてはコメントを差し控えますけれども、少なくとも今の追加検査に何か影響が出るようなものである。あるいは追加検査の判断と関わりがあるとは、私自身は思っていない。

○記者 ありがとうございます。なぜこのような質問をするかということ、もし后者である場合、少なくともまだ動かしていいよと言われていないのに、動かすことを前提にした検査をしているというふうに地元から、地元というか見えるということから、こういう質問が出ているということです。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。マツオさん。

○記者 読売のマツオです。先ほど終わった高経年化のチーム会合についてお伺いをしたいと思います。

委員長は15日の会見で、分かりやすい説明が重要であるから検討すべきだと、チーム会合に指示をした理由として、欠けていた部分があったかもしれないというような発言をされていらっしやいました。先ほどのチーム会合でも、やや分かりにくかったというような内容で議論があったのですけれども、委員長のお考えとして、議論はどのような点で欠けている部分があって、なぜ分かりやすい説明が今必要になっているとお考えなのか、改めてお願いいたします。

○山中委員長 まず検討チームのメンバーもそうですし、委員もそれぞれ皆さん、科学者であり、技術者であるのですが、それぞれ専門がございますので、やはりその高経年化した原子炉の劣化と言われても、正確に理解をしていただくためには、いろいろな専門家でもきちんと理解できるような資料を、いろんな分野の専門家でも、違う分野の専門家でも分かりやすい資料をとすることは、やはり国民の皆さんにも分かりやすい資料をとると、ほぼ私は同じ意味だと皆さんに先週、説明をさせていただきました。

やはりそういう劣化のモードですとか、劣化の評価、方法あるいは劣化について現状どのようなデータが得られているのか。これからの基準というのがどういう姿になるのかということ、皆さんが共通認識として持てるように、当然一般の方に分かるようにつくれば、チームの全員、あるいは委員全員が分かるような資料になるだろうというふうに予想して、先週お話をさせていただきました。

当然、国民への情報発信というのは公開の場で行いますけれども、やはりその場での議論に使われた資料というのは、できる限り分かりやすい資料のほうが皆さんの理解も深まるだろうという、そういう意図も込めて、そういう議論をしてくださいという願いをしたところです。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。オノザワさん。

○記者 東京新聞のオノザワです。

私も今日の検討チームについてなんですけれども、直接指示を受ける立場ではないとい

うのは重々承知なのですが、岸田首相は国民の理解に向けた十分な説明ができる準備をした上で閣議決定するべきだとおっしゃっています。

今日の検討チームで、情報発信について議論はされたのですが、全く見解が分かるといえるのか、全然収束せずに、具体的にどういうことをするかということも全く話し合われていなくて。要は資料の技術論的な、ここが分かりやすい、分かりにくいみたいなことだけで、どうやって情報発信していくのかというのは、聞いている私たちからすると全く分からなかったのですが、この状態でしっかりと説明できる準備ができたというふうに、委員長は思われますか。

○山中委員長 少なくとも、今日は議論のスタートだと思いますし、先ほども少しお話をいたしましたけども、高経年化した原子炉、これについてのまず狭義の安全規制についての考え方について、きちんと分かりやすい議論を進めてほしいというのが、今日のスタートラインです。今日は多分、広い意味での高経年化の議論も含めて、様々な議論が行われたので、少し分かりづらかったかと思うのですが、次回以降、そういう劣化のモードの話ですとか、あるいは劣化の評価方法とか、あるいは審査の基準、特に60年以降の基準の考え方等がきちんと示されていくと思いますので、皆さんにも御理解いただきやすいような議論になるかなというふうに思っています。

今日の議論、実際に私、全部見ていませんので、少なくともそういう答えになってしまうのですが、少なくとも次回以降は、そういう分かりやすい議論が進められるというふうに思っています。期待しています。

○記者 となりますと、今の状態で、もちろん炉規法の改正案も出すと思うのですが、閣議決定していいというふうに思われますか。次回以降とおっしゃいましたけど。その次回以降というのは、2、3週間後だと事務方の方がおっしゃっていたのですが。

○山中委員長 少なくとも制度の仕組みについては、委員会できちんと議論をいただいて、できたというふうに思っておりますので、ここについては特段、私は問題があるというふうには思っておりません。法案の条文についても、特段問題があるというふうに思っておりません。これから検討チームでは、その詳細について御議論をいただくと。特にその60年以降の安全規制について、どういう考え方で進めていくのかということについて、きちんと議論をしていただく必要があらうかと思っておりますけれども、基本的な制度の枠組み、あるいは仕組みについては、委員会で決定していただいた結果には変わらないと思っておりますので、その部分について問題があるとは思いません。

今日の議論で、何か付け加えることがありますか。私、直接全部見ておりませんので。

○金城原子力規制企画課長 では、事務方の企画課長の金城のほうからお伝えしますが、閣議決定との関係は、我々から答えるようなものではないので答えませんが、委員長からいろいろ指示を受けた分かりやすい説明、分かりやすい制度の議論といったものは、今、委員長からも御指摘がありましたように、次辺りからは具体的な基準の案とか、そういったものを出したいと思っておりますので、少しずつそういったものが

皆さんの理解を得られるようなものになっていけばというふうに考えてございます。

以上です。

○記者 すみません。その議論のやり取りをちょっと詳しく確認されていない中で聞くのは、ちょっと心苦しい面もあるのですが、首相が言った説明できる準備ができたというふうに委員長は思われていますかというのが質問だったのですが、それについて思われているのか、思われていないのか。どうですか。

○山中委員長 少なくとも制度についての我々の議論というのは、かなり長い間やりましたので。安全規制についての細かな技術論、あるいは60年以降の基本的な考え方については、まだこれから検討チームで議論していただかないといけませんので、そこについてはこれからかなというふうに思っています。

○記者 まだ準備はできていないという御認識ということですかね。

○山中委員長 国民に分かりやすい説明資料というのが、今できたというふうには思いません。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ハセガワさん。

○記者 NHKのハセガワです。

高経年化についてなのですが、少し大きな話というか、60年を超えてくるような炉を設計の古さも含めてどう見ていくかということで、以前バックフィットの中でこうできるといふようなことも、委員長はおっしゃられていたと思うのですが、今日、今、安全性向上評価、各原子炉に求めている安全性向上評価をより規制として高めていくというか、そういった考え方もあるんじゃないかみたいな、杉山委員だったかな。から出された。その辺についてはどうお考えですか。

○山中委員長 バックフィット制度の中で、基本的に私は設計の古さを読めると思っっているのですが、安全性向上評価の中で、かなり広い意味での高経年化ということについての自主的な取組というのを盛り込んでいくということは可能かなとは思っていますが、それはもっともっと広いお話になるので、今回の議論とどうなのかなというところは思いますけれども、当然検討チームで話題に上ったのであれば、それは議論は続けていっていただければいいかなというふうに思います。

検討チームで全て、広いところ全部答えが出るとは思いませんけれども、議論は続けていっていただいたらいいんじゃないかなというふうに思っています。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。ササキさん。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

私も、規制庁の長官が環境大臣から首相指示の伝達を受けた件でお伺いしたいのですが、先ほど問題がないという御発言がありましたけれども、国会などでは事実上

の首相指示の、しかも安全規制という規制委が担っているものに対して、安全規制の具体化を急ぐべきだというような指示だったり、事実上の圧力じゃないかというような声も出ているのですけれども、それについてはどう受け止めていらっしゃいますか。

○山中委員長 何とも思っていない。我々は、高経年化した原子炉の安全規制をきちんと考えていくという、それに尽きると思います。我々は我々のやり方でやらせていただくということです。

ただ、大きくずれているとは思いませんけど。さっきお話をさせていただいたように。これはもう、15日の会見でお話したような方針で、これから進めていきますという、それはお話をさせていただいたとおりで。どういうふうに総理がお考えになっているかということは、私は一切関係ない。気にはしません。

○記者 分かりました。

一方で、今日の検討チームの議題と、偶然ということなのでしょうけど、総理の指示の内容が一緒だったということで、ちょっと細かいこととなりますけれども、具体的に規制庁に議題を指示したのは、15日の会見が終わったその日に指示をされたということなのか。

○山中委員長 少なくとも検討のやり方については、記者会見でお話をしておりますし、それは多分幹部の皆さんは見ていますけれども、長官には次の日ぐらいに、こういうやり方でできればやってほしいということはお話をいたしました。

○記者 分かりました。

首相指示の伝達、何とも思っていないということだったのですけれども、黒川総務課長によると、今回のように大臣から指示の伝達を受けたというのは、恐らく規制庁ができて初めてのことだろうと。かなり異例とも言えると思うのですが、今回首相がこういう指示を出して、しかもそれを規制庁に伝達したというのは、どういう狙いがあるというふうに受け止めましたでしょうか。

○山中委員長 繰り返しになりますけど、我々は安全規制についてきちんと考えていく、あるいは実施していく責任があります。それ以上でも以下でもございません。

○記者 何かこう、率直にどうですか。こういう指示が、伝達があつて驚いたとか、そういう。関係ないというのは分かるのですけれども、率直な受け止めとしていかがですか。

○山中委員長 全くそれについては、繰り返しになりますけれども、我々は高経年化した原子炉についての安全規制をこれからしっかりやっていくというのは、これはもうスタートの段階から変わっておりませんし、今も変わっていません。

○記者 分かりました。

あと、13日の臨時会合後の会見のことで改めてお伺いしたいのですけれども、そこで法案提出というデッドラインがあつたのは決められた締切りなのでやむを得なかったというところがありました。これ、これまでの会見でも何度か質問に出ていることかと思うのですけど、なかなか質疑がかみ合っていなかったように感じているのですけれど

も、安全規制と運転期間がセットになってしまうから抜け落ちてしまわないようにという御説明は分かるのですけれども、ただ、炉規法の所管というのはあくまで規制委なわけで、規制委が法改正をしない限りは抜け落ちるということはないわけなので、運転期間に意見が言えないからといって、経産省側に安全規制の検討が終わるまで待ってくれと言うこともできたのかなと思うのですが、経産省側にスケジュールを今回合わせなきゃいけなかったというのはなぜかというのを改めて教えてください。

○山中委員長 利用推進側に我々の希望を伝えるということも、我々の独立性を棄損すると私は考えていますし、我々が考えるべきことは、運転期間のことではなくて、高経年化した原子力発電所の安全規制をどうするかということでございますし、これは10月5日の議論のスタートのまず第一だと思っています。その上で、少なくともこの議論というのは、皆さん承知の上で法案を提出していく検討のものであるということ、少なくとも議論の中ではお話をしておりますし。したがって、当然のことながら、目標としてはその法案を今回の国会に提出するというので、締切りというのはどうしても出てくること。これはやむを得ないかなというふうに思っています。

○記者 その逆に待ってくれと言うことが、独立性を害するというふうにおっしゃったかと思うのですが、その理由は何ですか。

○山中委員長 我々は安全規制をきっちりと考えるべきであって、運転期間について考えられている利用政策側について、何か意見を申し上げるということも、我々の独立性を棄損する行為であると、私自身は考えています。これは、今回はたまたま推進する側、期間を延ばす側になりましたけども、これは場合によっては期間を短くするという、そういう利用政策側の提案というのもあり得る話なので。我々は運転期間については何も物申さないというのは、これはもう2年前に決めたことですし、あるいは議論としてはもう本当に、5年以上前から議論を進めてきたことにございますので、そこについては何ら変わらない。我々の責任は安全規制にあるという、そこ一点に尽きると思います。

○記者 分かりました。

あと、これも改めてお伺いしたいのですけれども、運転期間は安全規制ではないということは、委員長としては、今回の法改正の一連の議論を始める前から、もう大前提として、そういうふうにお考えになっていたということでしょうか。

○山中委員長 もちろん、私も令和2年7月29日の委員会、あるいはその前の週の委員会に参加しておりますので、当然そのとおりだと思いますし、7月29日に見解を決めたという時点で、もし何か運転期間に変更が出た場合に、我々はどう対応すべきかというのは、当然そのプラントの審査を担当していた委員の一人としては、その当時から考えていたということでもあります。

○記者 分かりました。最後です。

一方で、大前提というのが委員の中ですら意見が一致していなくて、国民になかなか理解されていないと思うのですが、その理解されていないのは、それは説明の仕方が

悪かったというふうにお考えなのか、ほかの理由というのがあるのでしょうか。

- 山中委員長 令和2年7月29日の見解をまとめるときにも、反対された委員というのは参加をしていただいている、賛成をしていただきました。去年の10月5日に議論をスタートさせるときにも、この運転期間に対する考え方は、令和2年の考え方を継承してよろしいですねという了承も得ました。これ、全員了承していただいたと思います。

その上で2月8日、あるいは2月13日に決定するときには反対をされたということは極めて残念ですけども、これはいわゆる見解の相違があったのだらうなというふうに思います。そこについては十分長い間、委員会の中では議論をしてきたつもりですし、その上で令和2年に決定して、今回の検討の開始、去年の10月5日までのというふうには、私自身は考えておりますけれども。その中で、後日、見解が分かれたというのは非常に残念ですけども、その要因というのは私自身、把握はできていないところです。技術的にも、何かその委員に御理解いただくような議論がもしできれば、検討チームにはもちろん参加していただいていると思いますので、その議論の中で、様々な御意見をいただければというふうに思っています。

- 記者 国民に伝わっていないということの理由についてはどうですか。

- 山中委員長 もし、国民の皆さんになかなか御理解いただけていないような部分があるとすれば、それはこれから丁寧に情報発信をしていくというのは検討チームにお願いしている部分でもございますので、情報発信をしていただければというふうに思っています。

ただ、運転期間そのものについて、検討チームそのものの課題にはなっておりませんので、少なくとも高経年化とは何ぞやというところで資料を見ていただいて、御判断していただくということになるかと思っておりますけれども。

- 記者 分かりました。ありがとうございます。

- 司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

それでは、マサノさんで終わりにしたいと思います。マサノさん、お願いします。

- 記者 ありがとうございます。フリーランスのマサノです。

今の点、引き続きなのですが、首相の指示は、原子力規制委員会の議論で委員から制度変更への反対意見があったことを受けて、国民の皆様の不安を払拭していくために、国会審議などにおいてしっかりと説明ができる準備を進めた上で閣議決定をということだったのですね。つまり石渡委員が反対されているということが、一つの理由になっているのですけれども、説明が必要ですよ。その点については、どういうふうにお考えでしょうか。やはり石渡委員が、ある程度までは納得していただく。そうしないと、その指示に従ったことにはならないと思いますし、それはおっしゃっているように無視するのでしょうか。

- 山中委員長 私どもは、少なくとも原子力規制委員会というのは独立した機関でござい

ますし、原子力施設についての安全規制を行うことが我々の業務であるというふうに思っておりますので、少なくとも今回合議制で決定いたしましたけれども、これについては何か問題があるというふうにも考えておりませんし、この点については、我々原子力規制委員会がこれまで行ってきた活動というのに、何か問題があったというふうに私自身は考えておりません。

○記者 金科玉条に使われている令和2年から今日に至るまで、何が変化が起きたかというのと、エネ庁と規制庁が委員会に諮る前に、とっくの昔に運転期間延長を決めていたと。頭の体操をしていたと。そういうこともあって、これは事業者のための改正なんじゃないかという事実が浮かび上がってしまったという、違う状況が起きてきたということが、石渡委員の反対に転じた根拠の一つだと思うのですが、その状況の変化について、委員長はどのように把握されているのでしょうか。

○山中委員長 石渡委員のお気持ちは直接分かりません。ただ、石渡委員も原子力規制委員会の一員ですから、科学的、技術的な見地から御判断をされたものというふうに思っています。

○記者 すみません。今日の検討チームの中で黒川課長がおっしゃっていた言葉で、結局分かりやすい説明とは、結局60年という期限を撤廃して安全なのかという不安が国民にはあるので、それに対して逃げずに本質論で答えるということをしなない限りは、分かりやすい説明にはならないのではないのかという旨のことをおっしゃったと思うのですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 まさしくそのとおりだと思います。我々は、運転期間については何も物申さない。少なくとも我々が考えるのは、高経年化した原子力発電所の安全規制です。

ということは、50年、60年、70年たっても、きちんと我々は規制ができます。審査の基準があります。どういう劣化モードについて考えないといけないですか。あるいは劣化の評価の方法としてはどうですかと。そういうことについて、きちんと議論をしていく必要がある。委員の間でも共通理解を得るように、あるいはチームの間で共通理解を得るように議論を進めてくださいというふうに申し上げました。

これを行うことは、すなわち国民の皆様にも、少なくとも理解をしていただくということにつながるというふうに、私は先週お話をさせていただきましたけども。黒川課長がお話されたということ、直接聞いておりませんが、そのとおりだというふうに思っています。

○記者 黒川課長のその発言に対して、やじが実が上がりまして、そここのところの議論なしに、60年撤廃しようとするからおかしいのだというやじが飛んだんですね。

そうしますと、今委員長がおっしゃった、今日3点おっしゃった劣化の項目と、それが一体何なのかという説明と、60年以降何するかという3点おっしゃったと思うのですが、それは今日おっしゃった狭義の制度だと思うのです。それは本当に安全なのかという答えが、きっちりと説明されるのか。じゃあ、何ができないのか。どこにまだ穴があ

るのかということも正直に言わないと、説明にはなりませんよねというのが、やはり黒川課長の意見だったのですが、そこも含めての説明をされるということでもよろしいのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも我々は審査の基準、あるいはどういう劣化モードというのが大事ですかということ、あるいは劣化の評価方法としてはこんなものがありますねということは、きちんと御説明をする必要がある。当然のことながら、その基準を満たしていなければ原子炉は運転できませんし、満たしていれば認可をするということ。何か安全を保障するというような、我々はそういった務めではあると思っと思っています。100%、安全を保障するわけではない。基準を満たしているかどうか、その基準がどんなものであるべきなのかというのを、きちんと議論をしていただきたいということです。

○記者 すみません。そういった議論があった中で、石渡委員が最後のほうにコメントしたのは、結局何がどう基準がということがきちんと決まらないのであれば、だからこそ60年という運転期間が必要なんじゃないかということもおっしゃったのですが、それについて、すみません、最後をお願いします。

○山中委員長 繰り返しになりますけども、運転期間を判断するのは、やはり利用政策主体であるという、この見解については私はもう、委員会の結論として正しい結論だったと思いますし。つまり運転期間が、例えば60年なのか、70年なのか、あるいは50年なのかという、我々がそういう議論をしてしまうということは、原子力を進めるべきなのか、進めないべきなのかということを我々は議論してしまうことになりますので、それは我々の使命から逸脱するというふうに考えておりますので。ここについては、令和2年に出した見解というのはもう変わらないと、私自身は思っています。少なくとも科学的、技術的な見地から、我々は運転期間については何も意見を物申すべき立場ではない。少なくとも我々が考えなければならないのは、高経年化した原子力発電所の安全規制を考えることであるという。そこについては、何度御質問を受けても変わらないところです。

○司会 はい、ほかに御質問よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—